

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-228438

(P2010-228438A)

(43) 公開日 平成22年10月14日(2010.10.14)

(51) Int.Cl.
B42D 11/00 (2006.01)

F I
B 4 2 D 11/00

テーマコード (参考)

E

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2009-295522 (P2009-295522)
 (22) 出願日 平成21年12月25日 (2009.12.25)
 (31) 優先権主張番号 特願2009-48887 (P2009-48887)
 (32) 優先日 平成21年3月3日 (2009.3.3)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(71) 出願人 000186566
 小林クリエイト株式会社
 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地
 (74) 代理人 100069431
 弁理士 和田 成則
 (74) 代理人 100130410
 弁理士 茅原 裕二
 (72) 発明者 杉浦 一広
 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地
 小林クリエイト株式会社内
 (72) 発明者 若尾 禎
 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地
 小林クリエイト株式会社内

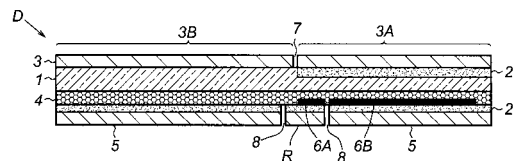
(54) 【発明の名称】 配送伝票

(57) 【要約】

【課題】セパレータを剥離しても不用意に折れ曲がったり千切れたりすることがなく、被着体への貼付作業性に優れるとともに、被着体に貼り付けた際に被着体側の文字や絵柄等の表示物が接着層の表面に透けて見えることを防止し、情報表示層によって表示される情報を明瞭に目視可能とするのに好適な配送伝票を提供する。

【解決手段】配送伝票Dは、セパレータ5から粘着剤4の層に向けて切り込み形成されるとともに、当該セパレータ5を剥離したときに、第1のハーフカット部7の下方に補強部Rとして当該セパレータ5の一部が残るようにする第2のハーフカット部8、を備えるものとする。また、補強部Rとして残るセパレータ5の一部と粘着剤4の層との間に、情報を表示するための情報表示層6Aが設けられるようにする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

接着力を有する透視可能な接着層と、
 前記接着層の上面に貼付されるとともに、その接着層に剥離剤を介して接着される分離票部と剥離剤を介さずに接着される本票部とを有する基材と、
 前記接着層の下面に粘着剤を介して貼付される剥離可能なセパレータと、
 前記セパレータと前記粘着剤の層との間に設けられる情報表示層と、
 前記基材から前記接着層に向けて切り込み形成されるとともに、当該基材を前記本票部と分離票部の領域に区切る第 1 のーフカット部と、
 前記セパレータから前記粘着剤の層に向けて切り込み形成されるとともに、当該セパレータを剥離したときに、前記第 1 のーフカット部の下方に補強部として当該セパレータの一部が残るようにする第 2 のーフカット部と、
 を備えることを特徴とする配送伝票。

10

【請求項 2】

前記情報表示層は、少なくとも前記補強部として残るセパレータの一部と前記粘着剤の層との間に位置することを特徴とする請求項 1 に記載の配送伝票。

【請求項 3】

前記接着層は、接着剤をフィルム状に硬化させた構造、または接着力のないフィルムの表面に前記本票部を接着するための接着剤を塗布し硬化させた構造からなることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の配送伝票。

20

【請求項 4】

前記セパレータには、前記第 1 のーフカット部と対応する位置に剥離剤が塗布されていないことを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の配送伝票。

【請求項 5】

前記補強部が前記第 2 のーフカット部で囲まれており、第 2 のーフカット部の外側のセパレータが一連に繋がっていることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の配送伝票。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、商品等の配送に使用される配送伝票に関し、特に、被着体への貼付作業性に優れ、また、情報表示層によって表示される挨拶文やロゴ等の情報を明瞭に目視可能としたものである。

30

【背景技術】

【0002】

商品等の配送に使用される配送伝票としては、例えば、特許文献 1 の図 2 に開示されている配送伝票が知られている。この配送伝票は、図 7 に示したように、フィルムや接着剤からなる透視可能な接着層 1 と、接着層 1 の上面に貼付されるとともに、その接着層 1 に剥離剤 2 を介して接着される分離票部 3 A と剥離剤 2 を介さずに接着される本票部 3 B とを有する基材 3 と、接着層 1 の下面に粘着剤 4 を介して貼付される剥離可能なセパレータ 5 と、セパレータ 5 と粘着剤 4 の層との間に設けられる情報表示層 6 と、基材 3 から接着層 1 に向けて切り込み形成されるとともに、当該基材 3 を本票部 3 B と分離票部 3 A の領域に区切るーフカット部 7 とを備えて構成されている。

40

【0003】

前記本票部 3 B は配送伝票 D の貼付票となるものであり、また、前記分離票部 3 A は配送伝票 D の配達票になるものであって、その本票部 3 B と分離票部 3 A の表面には、それぞれ各種配送情報が記載される。

【0004】

ところで、この図 5 のような従来の配送伝票 D は、図 8 (a) (b) のように、裏面のセパレータ 5 を剥離し、剥離によって露出した粘着剤 4 を利用して被着体 W (配送すべき

50

商品)に貼付される。

【0005】

しかしながら、図5のような従来の配送伝票Dによると、先に説明した通り基材3にハーフカット部7が形成されているため、セパレータ5の剥離後は、ハーフカット部7が折り目になって配送伝票D全体が折れ曲がり易く、配送伝票Dを被着体Wに貼付し辛いという問題点がある。

【0006】

また、図5のような従来の配送伝票Dにあつては、分離票部3Aを剥離したときに情報表示層6によって表示される情報を接着層1の表面側から目視可能とするために、接着層1と粘着剤4は双方とも透明など、透視可能になっている。このため、図8(b)のように配送伝票Dを被着体Wに貼付した後、分離票部3Aを剥離すると、接着層1の表面には情報表示層6によって表示される情報だけでなく、その情報表示層6の下にある被着体W側の文字や絵柄等の表示物Pも透けて見えてしまい、その表示物Pと当該情報とが重なって干渉し、当該情報を明瞭に目視することができないという問題点もある。

10

【0007】

さらに、この従来の配送伝票Dにおいては、接着層1を構成するフィルムや接着剤の層が薄い。したがって、基材3の表面からハーフカット加工の刃を入れたときに接着層1まで到達して切れてしまう恐れがあるので、ハーフカット部7を安定して加工することが極めて難しい。このため、ハーフカット加工を施す際に、相当な加工精度がなければ接着層1を構成するフィルム等に傷が入り、セパレータ5を剥がしたときにフィルムが千切れてしまい、情報を支持することができなくなるという問題があった。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献1】特開2001-159868号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

本発明は前記問題点を解決するためになされたもので、その目的とするところは、セパレータを剥離しても不用意に折れ曲がったり千切れたりすることがなく、被着体への貼付作業性に優れるとともに、被着体に貼り付けた際に被着体側の文字や絵柄等の表示物が接着層の表面に透けて見えることを防止し、情報表示層によって表示される情報を明瞭に目視可能とするのに好適な配送伝票を提供することにある。

30

【課題を解決するための手段】

【0010】

前記目的を達成するために、本発明は、接着力を有する透視可能な接着層と、前記接着層の上面に貼付されるとともに、その接着層に剥離剤を介して接着される分離票部と剥離剤を介さずに接着される本票部とを有する基材と、前記接着層の下面に粘着剤を介して貼付される剥離可能なセパレータと、前記セパレータと前記粘着剤の層との間に設けられる情報表示層と、前記基材から前記接着層に向けて切り込み形成されるとともに、当該基材を前記本票部と分離票部の領域に区切る第1のハーフカット部と、前記セパレータから前記粘着剤の層に向けて切り込み形成されるとともに、当該セパレータを剥離したときに、前記第1のハーフカット部の下方に補強部として当該セパレータの一部が残るようにする第2のハーフカット部と、を備えることを特徴とする。

40

【0011】

ここで、本発明における「本票部」とは、被着体に貼付されたまま残る伝票をいい、送り主や送り先等の配達情報が記載された貼付票がこれに相当する。また、「分離票部」とは、本票部から切り離して使用する伝票をいい、配達記録として配達情報や受領印欄が記載された配達票、受領票、配達票兼受領票等がこれに相当する。

【0012】

50

前記本発明において、前記情報表示層は、少なくとも前記補強部として残るセパレータの一部と前記粘着剤の層との間に位置するように構成することができる。

【0013】

前記本発明において、前記接着層は、接着剤をフィルム状に硬化させた構造、または接着力のないフィルムの表面に前記本票部を接着するための接着剤を塗布し硬化させた構造からなるものであってもよい。

【0014】

前記本発明において、前記セパレータには、前記第1のーフカット部と対応する位置に剥離剤が塗布されていないことが好ましい。

【0015】

前記本発明において、前記補強部が前記第2のーフカット部で囲まれており、第2のーフカット部の外側のセパレータが一連に繋がっているとよい。

【発明の効果】

【0016】

本発明にあつては、配達伝票の具体的な構成として、前記の通り「セパレータから粘着剤の層に向けて切り込み形成されるとともに、当該セパレータを剥離したときに、前記第1のーフカット部の下方に補強部として当該セパレータの一部が残るようにする第2のーフカット部」を備える構成を採用した。このため、セパレータを剥離しても、そのセパレータの一部が支えとなって第1のーフカット部の下方を補強するから、セパレータの剥離によって露出した粘着剤を利用して配達伝票を被着体へ貼り付ける際に、第1のーフカット部を折り目として配達伝票が不用意に折れ曲がったり千切れたりすることがなくなり、配達伝票の貼付作業性の向上を図れる。

【0017】

また、本発明によると、本配達伝票はセパレータを剥離して被着体に貼付されるが、その際、補強部として残るセパレータの一部が情報表示層の背景になる。このため、少なくともその補強部を透視不可の素材（例えば透けない紙類）で構成することにより、被着体側の文字や絵柄等の表示物が接着層の表面に透けて見えることはなく、情報表示層によって表示される情報は明瞭に目視できるという作用効果も奏し得られる。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】本発明の一実施形態である配達伝票の断面図である。

【図2】(a)は図1の配達伝票の部分平面図、(b)は同配達伝票の部分裏面図である。

【図3】(a)は図1の配達伝票からセパレータを剥離する説明図、(b)はセパレータを剥離した図1の配達伝票を被着体に貼付する説明図である。

【図4】本発明の他の実施形態である配達伝票の断面図である。

【図5】本発明の配達伝票の変形例を示す断面図である。

【図6】本発明の配達伝票をセパレータ側から見た裏面図である。

【図7】従来の配達伝票の断面図である。

【図8】(a)は図7の配達伝票からセパレータを剥離する説明図、(b)はセパレータを剥離した配達伝票を被着体に貼付する説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

以下、本発明を実施するための最良の形態について、添付した図面を参照しながら詳細に説明する。

【0020】

< 配達伝票の概要 >

図1に示す本配達伝票Dは、接着力を有する透視可能な接着層1と、接着層1の上面に貼付されるとともに、その接着層1に剥離剤2を介して接着される分離票部3Aと剥離剤2を介さずに接着される本票部3Bとを有する基材3と、接着層1の下面に粘着剤4を介

10

20

30

40

50

して貼付される剥離可能なセパレータ5と、セパレータ5と粘着剤4の層との間に設けられる情報表示層6A、6Bと、基材3から接着層1に向けて切り込み形成されるとともに、当該基材3を本票部3Bと分離票部3Aの領域に区切る第1のーフカット部7と、セパレータ5から粘着剤4の層に向けて切り込み形成されるとともに、当該セパレータ5を剥離したときに、第1のーフカット部7の下方に補強部Rとして当該セパレータ5の一部が残るようにする第2のーフカット部8と、を備える。

【0021】

<接着層1の詳細>

前記接着層1は、図1のように、接着剤をフィルム状に硬化させた構造を採用することができるほか、図4のように、接着力のない樹脂製のフィルム1Aの表面に本票部3Bを接着するための接着剤1Bを塗布し硬化させた構造を採用することもできる。この構造の場合も、分離票部3Aは剥離剤2によりフィルム1Aから剥離可能になっている。

10

【0022】

本配送伝票Dを実際に使用するときには、基材3の表面側から接着層1と粘着剤4の層を通して情報表示層6A、6Bから挨拶文やロゴ等の情報をユーザが読み取ることになるので、接着層1は、無色透明か有色透明等のように透視し易いものが望ましいが、透視可能であるなら接着層1は多少透明性を欠いてもよい。

【0023】

<基材3の詳細>

図示は省略するが、前記基材3の本票部3Bと分離票部3Aの表面には、それぞれ配送先、配送元、商品名の他に配達指定日や配達時間帯など、各種配送情報を記載する伝票記載欄(図示省略)が印刷されており、本票部3Bが本配送伝票Dの貼付票となり、分離票部3Aが本配送伝票Dの配達票になる。

20

【0024】

この種の基材3は上質紙で形成することができるが、上質紙以外に、例えば合成紙、再生紙、サーマル紙等の紙類、又は、紙以外の材質、例えばプラスチックのシートで形成することもでき、その材質は特に限定されない。

【0025】

前記剥離剤2は、分離票部3Aの裏面のみに設けられていて、接着層1から分離票部3Aを剥離可能にしている。この種の剥離剤2としては、例えば、主成分にシリコン等の離型剤が含有された各種の紫外線硬化型インキを用いることができる。かかるインキを剥離剤2として利用する場合は、当該インキを分離票部3Aの裏面に印刷して乾燥させることで、分離票部3Aの裏面に剥離剤2を設けることができる。

30

【0026】

<セパレータ5の詳細>

前記セパレータ5は、先に説明した紫外線硬化型インキ等の剥離剤2を塗布した用紙やプラスチックシート等の素材で構成することができ、その剥離剤2の塗布面を粘着剤4の層に貼り合わせることによって、当該粘着剤4の層から剥離できるように構成してある。

【0027】

前記粘着剤4については、アクリル系糊、ゴム系の天然ゴム糊、合成ゴム糊、あるいは天然ゴム糊と合成ゴム糊を混ぜ合わせた糊など、各種の糊類を採用することができ、その種類は問わず、セパレータ5を接着層1側に接着できるものであればよい。この粘着剤4の層も、先に説明した接着層1と同じ理由で、無色透明か有色透明等のように透視し易いものが望ましいが、透視可能であるなら粘着剤4は多少透明性を欠いてもよい。

40

【0028】

<第1のーフカット部7の詳細>

前記基材3の第1のーフカット部7は、図2(a)(b)のように基材3の長手方向中央付近を横断することで、基材3の約左半分を本票部3B、同基材3の約右半分を分離票部3Aとして2つの領域に区切っている。この区切り方は一例であり、例えば分離票部3Aの全外周に第1のーフカット部7を設けることで、当該基材3を本票部3Bと分離

50

票部 3 A の領域に区切る方法もある。

【 0 0 2 9 】

第 1 のハーフカット部 7 の切込み深さは、基材 3 表面から該基材 3 とその下の接着層 1 との界面付近まで達する深さに設定してある。基材 3 から分離票部 3 A を分離可能とするにはその切り込み深さで十分だからである。

【 0 0 3 0 】

< 第 2 のハーフカット部 8 の詳細 >

図 2 (a) (b) から分かるように、前記セパレータ 5 の第 2 のハーフカット部 8 は、配送伝票 D を上面又は裏面からみた状態において、基材 3 の第 1 のハーフカット部 7 に重なることなく、第 1 のハーフカット部 7 の両側に配置されるように形成してある。この両側の第 2 のハーフカット部 8 で挟まれた領域 (セパレータ 5 の一部) が、セパレータ 5 を剥離したときに、第 1 のハーフカット部 7 の下方に補強部 R として残り、配送伝票 D 全体の折曲げ強度低下を防止する。

10

【 0 0 3 1 】

第 2 のハーフカット部 8 の切込み深さは、セパレータ 5 表面から該セパレータ 5 とその上の粘着剤 4 の層との界面付近まで達する深さに設定してある。セパレータ 5 からその一部を切り離して前記のように残すにはその切り込み深さで十分だからである。

【 0 0 3 2 】

< 情報表示層 6 A、6 B の詳細 >

前記情報表示層 6 A、6 B は、例えば、セパレータ 5 の表面 (剥離剤 2 が塗布されている面) に所定情報を印刷し、その印刷面を粘着剤 4 の層に貼り合わせることによって、セパレータ 5 と粘着剤 4 の層との間に設けることができる。この情報表示層 6 A、6 B で表示する情報としては挨拶文、会社名や商品名などを図案化したロゴ等が考えられるが、これらに限定されることはなく、かかる情報は必要に応じて適宜選択することができる。

20

【 0 0 3 3 】

セパレータ 5 の表面には予め剥離剤 2 が塗布されているので、そのセパレータ 5 表面に印刷した所定情報は、セパレータ 5 を剥離したときに、粘着剤 4 の層側へ転写されて残るようになっている。

【 0 0 3 4 】

本配送伝票 D では、セパレータ 5 を剥離したときに補強部 R として残る当該セパレータ 5 の一部と粘着剤 4 の層との間にも、情報表示層 6 A を設けており、この情報表示層 6 A は、特に挨拶文やロゴ等のように価値の高い情報の表示を行うのに好適である。その理由は次の通りである。

30

【 0 0 3 5 】

本配送伝票 D はセパレータ 5 を剥離して被着体 W に貼付されるが (図 3 (b) 参照)、その際、補強部 R として残るセパレータ 5 の一部が情報表示層 6 A の背景になる。このため、少なくともその補強部 R を透視不可の素材 (例えば透けない紙類) で構成することにより、被着体側の文字や絵柄等の表示物 P が情報表示層 6 A に透けて見えることはなく、情報表示層 6 A によって表示される情報は明瞭に目視できるようになる。

40

【 0 0 3 6 】

< 本配送伝票の使用方法など >

次に、本配送伝票 D の使用例について図 1 と図 3 (a) (b) を基に説明する。なお、以下では、通信販売業者や百貨店業者など、商品を販売する業者に本配送伝票 D を配布した例について説明する。

【 0 0 3 7 】

図 1 に示したように、当該業者に配布した本配送伝票 D には、その製造段階で、当該業者の要求を基に、挨拶文や当該業者のロゴ等の情報を表示する情報表示層 6 A、6 B が形成されるが、定型の挨拶文等の情報を情報表示層 6 A、6 B で表示させるようにしてもよい。

【 0 0 3 8 】

50

商品の注文を受けた当該業者は、本配送伝票 D の本票部 3 B と分離票部 3 A の表面に所定事項（配送先、配送元、商品名の他に配達指定日や配達時間帯などの各種配送情報）を記入する。所定事項の記入はプリンタによる印刷でも手書きでもよい。

【0039】

所定事項の記入が済んだら、図 3（a）のように本配送伝票 D からセパレータ 5 を剥離し、剥離で露出した粘着剤 4 を利用して本配送伝票 D を図 3（b）のように被着体 W（配送すべき商品）に貼り付ける。

【0040】

前記のようにセパレータ 5 を剥離すると、配送伝票 D 全体の折曲げ強度は低下し、配送伝票 D は基材 3 の第 1 のハーフカット部 7 を切掛けとして折れ曲がり易くなるが、本配送伝票 D によると、図 3（a）（b）のように第 1 のハーフカット部 7 の下方に補強部 R として当該セパレータ 5 の一部が残っているので、第 1 のハーフカット部 7 を切掛けとした配送伝票 D の折れ曲がり性は抑制される。従って、配送伝票が折れ曲がって被着体に貼り付け難いといった煩わしさ・不具合もなく、手際よくスムーズに配送伝票の貼付作業を行うことができる。

10

【0041】

さらに、本配送伝票 D によると、補強部 R として残るセパレータ 5 の一部が情報表示層 6 A の背景になり、被着体 W 側の絵柄等の表示物 P が接着層 1 の表面に透けて見えることはなく、どのような表示物 P の上に配送伝票 D を貼付しても、その情報表示層 6 A によって表示される情報は明瞭に目視できる。また、このことから、被着体 W 側の絵柄等の表示物 P の位置を気にすることなく、自由に配送伝票 D を貼付でき、そのような表示物 P との関係で配送伝票 D の貼付位置を調整する等の煩わしい作業を行わずに済むという利点もある。

20

【0042】

< 配送伝票の変形例 >

上述した実施形態の配送伝票 D では、セパレータ 5 の一部に補強部 R を残すようにしたが、セパレータ 5 の表面には剥離剤 2 が全面的に塗布されている。このため、基材 3 の表面から切り込み形成した第 1 のハーフカット部 7 が接着層 1 にまで及んだ場合、セパレータ 5 を剥離する際に補強部 R も一緒に剥がれてしまう可能性がある。

【0043】

そこで、図 5 に示す配送伝票 D においては、セパレータ 5 について部分的に剥離剤 2 を抜くようにした。すなわち、セパレータ 5 の補強部 R には、第 1 のハーフカット部 7 と対応する位置に剥離剤 2 を塗布しない剥離剤非塗布部 2 a が設けられている。その他の構造は上述した実施形態と同様である。

30

【0044】

このような構造によると、仮に基材 3 のハーフカット加工時に接着層 1 にまで切り込みが入ってしまっても、剥離剤非塗布部 2 a では粘着剤 4 とセパレータ 5 が剥離剤 2 を介さずに直に接着されているため、セパレータ 5 を剥離する際に補強部 R が剥がれるのを防ぐことができる。したがって、第 1 のハーフカット部 7 の加工時に高度な加工精度が要求されず、安定したハーフカット加工を施すことが可能になる。なお、セパレータ 5 に塗布する剥離剤 2 の面積が少なく済むので、製造コストの削減にも繋がる。

40

【0045】

また、上述した実施形態の配送伝票 D では、図 2（a）に示したように基材 3 の中央に第 1 のハーフカット部 7 が形成され、図 2（b）に示したようにセパレータ 5 には第 1 のハーフカット部 7 の両側に第 2 のハーフカット部 8、8 が形成されている。このため、第 2 のハーフカット部 8、8 よりも外側に 2 箇所のセパレータ 5、5 の剥離部分が配置されており、オートラベラーによって配送伝票 D からセパレータ 5 を一度に剥離して自動貼付するのに適していない。

【0046】

そこで、図 6 に示す配送伝票 D においては、第 2 のハーフカット部 8 をセパレータ 5 の

50

内側領域に配置するようにした。すなわち、配送伝票 D の裏面には、第 2 のハーフカット部 8 で囲まれた短冊状の補強部 R が設けられており、この補強部 R がセパレータ 5 の中央に配置されている。また、配送伝票 D の表面には、補強部 R を横切るようにして第 1 のハーフカット部 7 が形成されており、分離票部 3 A と本票部 3 B が基材 3 の上下に並べて配置されている。なお、符号 9 は連続用紙を複数の配送伝票 D , D , ... に切断するための切断予定線である。

【 0 0 4 7 】

このような構造によると、第 2 のハーフカット部 8 の外側にあるセパレータ 5 が一連に繋がっているため、使用時にセパレータ 5 を一度に剥離することができる。このため、オートラベラーでセパレータ 5 を剥離しながら連続用紙を切断予定線 9 , 9 , ... でカットしていき、配送伝票 D を被着体に連続して貼り付けることができる。したがって、本実施形態の配送伝票 D によれば、オートラベラーを利用して自動貼付するのに好適である。

10

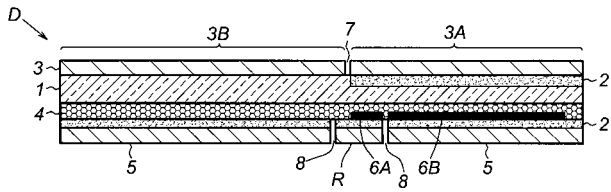
【 符号の説明 】

【 0 0 4 8 】

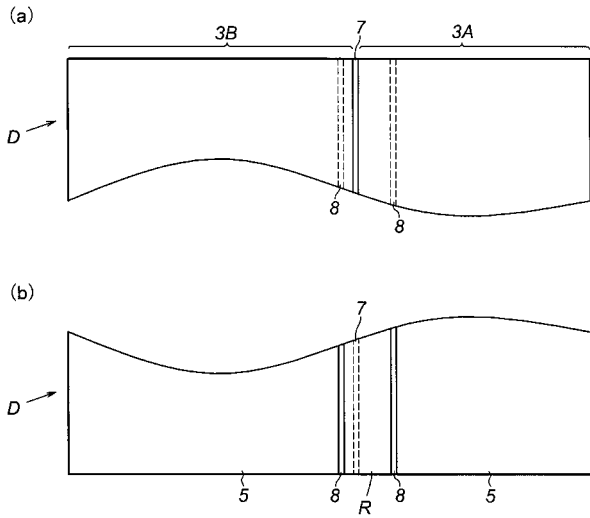
- D 配送伝票
- R 補強部
- 1 接着層
- 2 剥離剤
- 2 a 剥離剤非塗布部
- 3 基材
- 3 A 分離票部
- 3 B 本票部
- 4 粘着剤
- 5 セパレータ
- 6 A、6 B 情報表示層
- 7 第 1 のハーフカット部
- 8 第 2 のハーフカット部
- 9 切断予定線

20

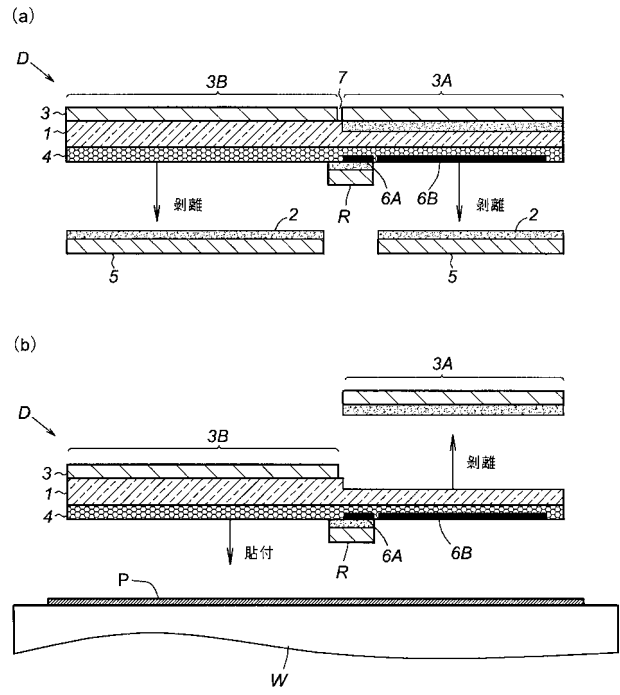
【図1】



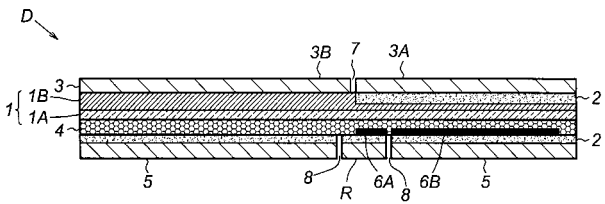
【図2】



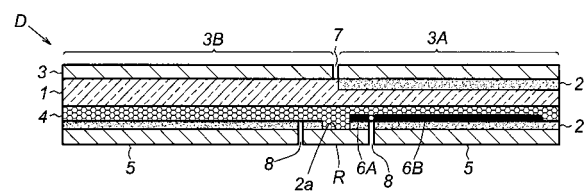
【図3】



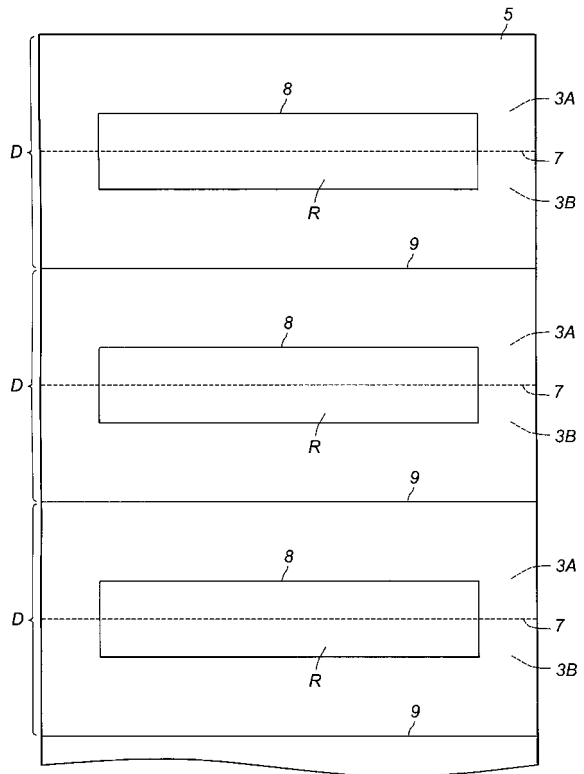
【図4】



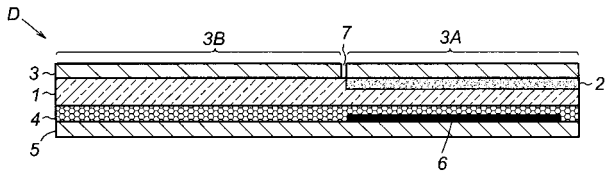
【図5】



【図6】



【図7】



【図8】

